

2016年4月21日

堺市長 竹山修身 殿

堺市「有害図書類を青少年に見せない環境づくりに関する協定」に対する申入書

一般社団法人 日本雑誌協会 人権・言論特別委員会
一般社団法人 日本書籍出版協会 出版の自由と責任に関する委員会

堺市がファミリーマートとの間で実施する「有害図書類を青少年に見せない環境づくりに関する協定」について、私たちは「公開質問状」を送付し、堺市からの「回答」については4月4日付で「堺市『有害図書類を青少年に見せない環境づくりに関する協定』に対する声明」を公表しました。

しかしながら、堺市は、あくまでも協定が定める図書類のフィルム包装への協力を続けていくとのこと。竹山市長も定例記者会見において「(ほかのコンビニでも進めていきたいという考えに) 変わらない」と述べています。

また、堺市の回答は、府条例の有害図書類と出版社が自主的に実施している「2点留め」を混同しています。今の堺市の理解のままでは、有害図書類ではない自主規制しただけの「2点留め」図書類にもフィルム包装が施されてしまうこととなります。

地方自治法第2条第16項には、市町村は「当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない」とあります。府条例を超えた過剰な規制、「2点留め」図書類にまでフィルム包装を実施することは、著しく適正を欠き、明らかに公益を害することに当たると考えます。

さらに、「公開質問状」で質した、フィルム包装の費用を公費で負担することの是非や、有害図書類の「包括指定」の曖昧さに対する疑問、「性表現が性犯罪の原因」である根拠等にも、何ら納得できるご説明をいただいております。

私たちは、このような間違ったフィルム包装を即刻取りやめることを求め、その前提となる協定の解除を強く申し入れます。

以上